

# **LIFORK**

## **LIFORK 秋葉原Ⅱ 1階キッチン区画 利用細則**

## 1. はじめに

この利用細則は、「RENTAL LOUNGE 利用規則」の「6.キッチン利用」について定めることを目的とし、エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社（以下「弊社」という。）が運営する「LIFORK 秋葉原Ⅱ」（以下「本施設」という。）における 1 階キッチン区画（参照「別紙 1」、以下「本使用場所」という。）の利用細則（以下「本細則」という。）を定めたものです。本細則に定めのない事項については、弊社の指示に従ってください。

なお、本細則は予告なく変更する場合がございます。その場合は、使用の承認時期に関わらず、変更後の細則を適用します。尚、「キッチン利用」とは「飲食営業許可を必要とする利用（以下「飲食営業」という。）」を示すものとする。

## 2. 基本条件

- (1) 本使用場所の使用許可については、別添「飲食取扱実施申請書」を提出後、弊社が審査のうえ、承諾した場合のみ使用を許可します。
- (2) 使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、本使用場所の利用にあたり、法令ならびに秋葉原 TMO ビル館内規則および弊社の指示に従ってください。
- (3) 使用者は、本使用場所および共用部分等を善良な管理者の注意をもって使用してください。

## 3. 飲食営業

- (1) 本使用場所は、本使用場所の運営者である（株）イマム（以下、「指定管理者」という。）が千代田区保健所から飲食店営業許可を取得しているため、営業に関連する管理・監督はすべて指定管理者が行います。
- (2) 使用者は、関連の法令および別添「食品関係許可申請の手引」の内容を遵守したうえで販売可能な完成品（以下「商品」という。）に関わるすべての食材を持ち込み、調理し、商品として販売することができます。
- (3) 使用者が販売者となって販売した商品が原因となった食中毒などの事故が発生した場合、指定管理者よりキッチンの停止など保健所からの措置の度合いにより営業及び運営に被害が及んだ場合、その内容・規模に応じて損害賠償請求を起こすことがあり、本施設へ生じた損害を賠償するものとします。
- (4) 営業利用には「食品衛生責任者」の受講証明と販売の責任を負う方の個人が特定できる顔写真付きの書類(免許証、保険証など)のコピーの提出が必要であり、提出がなされない場合、本使用場所の貸出は認めないものとします。
- (5) 使用者は、HACCP に沿った衛生管理の制度化に基づき、衛生管理計画を作成のうえ弊社に提出ください。また、毎営業終了時に別添「キッチン区画チェック表」に記録し、使用期間終了時に弊社まで提出をお願いします。

## 4. 売上金の取り扱い

- (1) 本使用場所の使用及び商品を販売したことによる売上金（以下、「売上金」という。）については、使用者の責任において管理を行うものとします。
- (2) 売上金の精算に必要なレジスター及びクレジットカード利用およびポイントカード利用のための JET-S 端末等は、必要に応じて使用者にて準備してください。
- (3) 売上報告については、使用期間終了後の 5 営業日までに弊社に報告してください。売上金の精算に伴い、Z レシート等の出力がなされる機器を使用する場合、売上報告書の提出とあわせて、売上金の証跡として Z レ

シート等を提出ください。

## **5. 使用料金の支払い**

使用者は弊社の指示に従って SPACE 会員登録を行い、弊社から発行される請求書に基づき、別添「飲食取扱実施申請書」記載の使用料金を弊社が指定する期日までに銀行振込にて支払うこととします。なお、銀行振込の際の振込手数料は使用者負担となります。

## **6. その他**

本細則に記載のない事項等が生じた場合、使用者及び弊社双方の協議をもって定めるものとする。

制定日：2024 年 5 月 22 日

# 別紙 1

1 階キッチン区画：赤枠内

